

●香川県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年9月10日から同年10月1日まで一般の縦覧に供する。

平成25年9月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺佐野線（8号）
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|-----------------|---------------|--------------------------|
| 観音寺市柞田町字黒淵乙1426番1地先 から 観音寺市柞田町字黒淵乙1422番1地先 まで | 11.4~22.4 | 21 | 平成25年香川県告示第 9号で変更した区域 |

- 4 供用開始の期日 平成25年9月10日